

刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第36号

刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 3 7 号

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とし、7 の項を 6 の項とする。

別表第 2 の 1 の項を削り、同表 2 の項中「外国人生活保護関係情報」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 2 9 年 5 月 8 日付け社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知。以下「昭和 2 9 年社発第 3 8 2 号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮するものに係る生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」に改め、同項を同表 1 の項とし、同表 3 の項第 4 号を削り、同項を同表 2 の項とし、同表 4 の項を同表 3 の項とし、同表 5 の項第 3 号を削り、同項を同表 4 の項とし、同表中 6 の項を削り、7 の項を 5 の項とし、8 の項から 1 0 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、1 1 の項を削り、1 2 の項を 9 の項とし、同項の次に次のように加える。

1 0 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるも	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
--------	---	-----------------------------

	の	
--	---	--

別表第2中13の項及び14の項を削り、15の項を11の項とし、同表16の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同項を同表12の項とする。

(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の17の項第4号を削り、同項を同表13の項とし、同表中18の項を14の項とし、19の項を15の項とし、同項の次に次のように加える。

16 市長	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの (2) 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの (3) 賃貸住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	--

別表第2の20の項を削り、同表21の項中「国民健康保険法」の次に「(昭和33年法律第192号)」を加え、同項を同表17の項とし、同表22の項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加え、同項を同表18の項とする。

(9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中23の項を19の項とし、24の項を削り、25の項を20の項とし、26の項を21の項とし、27の項を22の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

刈谷市ふれあいの里条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第38号

刈谷市ふれあいの里条例等の一部を改正する条例

(刈谷市ふれあいの里条例の一部改正)

第1条 刈谷市ふれあいの里条例(平成8年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加える。

第10条中「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

第14条第1項中「の規定により、法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの」を「に規定する指定管理者」に改める。

(刈谷市つくし作業所条例の一部改正)

第2条 刈谷市つくし作業所条例(平成15年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

第4条第3号中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加える。

第5条中「の規定により、法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの」を「に規定する指定管理者」に改める。

(刈谷市障害者支援センター条例の一部改正)

第3条 刈谷市障害者支援センター条例(平成23年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同条第3号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第4号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第5号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

第6条中「の規定により、法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの」を「に規定する指定管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

刈谷駅北地区地域交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第39号

刈谷駅北地区地域交流施設条例の一部を改正する条例

刈谷駅北地区地域交流施設条例（令和2年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「刈谷駅北地区地域交流施設（）」の次に「附属施設を含む。」を加える。

第2条第1項中「地域交流施設」を「刈谷駅北地区地域交流施設」に改め、同条第2項中「地域交流施設の」を「刈谷駅北地区地域交流施設の」に改める。

第16条を第17条とし、第5条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第3号中「地域交流施設」を「刈谷駅北地区地域交流施設」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「地域交流施設」を「刈谷駅北地区地域交流施設」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（附属施設）

第3条 刈谷駅北地区地域交流施設の附属施設として、刈谷駅地域交流施設を設置する。

2 刈谷駅地域交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 刈谷駅地域交流施設

（2）位置 刈谷市南桜町1丁目108番地

別表中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年12月19日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の刈谷駅北地区地域交流施設条例（以下「改正後の条例」という。）第15条及び第16条

の規定の適用については、改正後の条例第15条及び第16条第1号中「地域交流施設」とあるのは、「刈谷駅北地区地域交流施設」とする。

- 3 刈谷駅北地区地域交流施設（附属施設を含む。）の管理を行わせるものの指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

刈谷市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第40号

刈谷市下水道条例の一部を改正する条例

刈谷市下水道条例（昭和63年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条中「表により算定した額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加え、同条の表中「770円」を「910円」に、「11円」を「13円」に、「77円」を「91円」に、「110円」を「130円」に、「126円50銭」を「150円」に、「148円50銭」を「176円」に、「198円」を「235円」に、「220円」を「260円」に、「168円30銭」を「153円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の分の公共下水道の使用に係る使用料（汚水の排出量により算定する部分の使用料にあつては、同月以後の分として算定した汚水の排出量により算定する使用料）について適用し、同月前の分の公共下水道の使用に係る使用料（汚水の排出量により算定する部分の使用料にあつては、同月前の分として算定した汚水の排出量により算定する使用料）については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して公共下水道を使用している者から使用料を徴収する場合（施行日の属する月の前月分及び施行日の属する月分の2月の公共下水道の使用に係る使用料を徴収する場合に限る。）における使用料（汚水の排出量により算定する部分に限る。）は、当該使用料の算定に係る期間の汚水の排出量を2で除して得た値を施行日の属する月の前月分及び施行日の属する月分の汚水の排出量とみなして算定する。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合であつて、施行日前から継続して公共下水道を使用している者が施行日の属する月の前月の中途において公共下

水道の使用を開始し、若しくは再開し、又は施行日の属する月の中途において公共下水道の使用を廃止し、若しくは休止した者であるときにおける使用料（汚水の排出量により算定する部分に限る。）は、当該使用料の算定に係る期間の汚水の排出量を各日均等とみなして算定する。

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 4 1 号

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例

刈谷市体育施設条例（昭和 4 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「規定する指定管理者」の次に「(以下「指定管理者」という。)」を加える。

別表第 4 中	「	<table border="1"><tr><td>全点灯 30 分までごとに</td><td>4,260</td></tr><tr><td>4 分の 3 点灯 30 分までごとに</td><td>3,520</td></tr><tr><td>2 分の 1 点灯 30 分までごとに</td><td>2,660</td></tr></table>	全点灯 30 分までごとに	4,260	4 分の 3 点灯 30 分までごとに	3,520	2 分の 1 点灯 30 分までごとに	2,660	「	<table border="1"><tr><td>全点灯 30 分までごとに</td><td></td></tr><tr><td>2 分の 1 点灯 30 分までごとに</td><td></td></tr><tr><td>4 分の 1 点灯 30 分までごとに</td><td></td></tr></table>	全点灯 30 分までごとに		2 分の 1 点灯 30 分までごとに		4 分の 1 点灯 30 分までごとに	
	全点灯 30 分までごとに	4,260														
	4 分の 3 点灯 30 分までごとに	3,520														
2 分の 1 点灯 30 分までごとに	2,660															
全点灯 30 分までごとに																
2 分の 1 点灯 30 分までごとに																
4 分の 1 点灯 30 分までごとに																
	」	を	」													

3,500
2,200
1,450

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用する。

企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第42号

企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与に関する条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「養育するため1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、「の時間に限る。）を勤務しないことを」を「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことを」に改める。

第17条第3項中「「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、」を削り、「「当該」を「、「当該」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

刈谷市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第43号

刈谷市水道給水条例の一部を改正する条例

刈谷市水道給水条例（平成9年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「を新設」を「の新設」に改め、「除く」の次に「。第39条第1号において同じ」を加え、「撤去し」を「撤去をし」に改める。

第6条中「を新設」を「の新設」に、「撤去する」を「撤去をする」に改める。

第12条第1項及び第2項中「制限」を「制限し、」に改める。

第20条第1項中「又は」を「、又は」に改める。

第23条第1項中「とする」を「に100分の110を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」に改め、同条第3項を削る。

第39条第1号中「を新設」を「の新設」に改め、「（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）」を削り、「撤去した」を「撤去をした」に改める。

別表第1の基本料金表中「539円」を「735円」に、「836円」を「1,140円」に、「1,815円」を「2,475円」に、「7,282円」を「9,930円」に、「11,220円」を「15,300円」に、「27,104円」を「36,960円」に、「46,167円」を「62,955円」に、「72,259円」を「98,535円」に、「99,088円」を「135,120円」に改め、同表の水量料金表中「60円50銭」を「67円」に、「88円」を「98円」に、「126円50銭」を「140円」に、「170円50銭」を「189円」に、「192円50銭」を「214円」に、「77円」を「85円」に、「341円」を「379円」に改める。

別表第2中「539円」を「735円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市水道給水条例第23条、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の分の水道の使用に係る水道料金（水量料金にあつては、同月以後の分の使用水量とみなして算定する水量料金）について適用し、同月前の分の水道の使用に係る水道料金（水量料金にあつては、同月前の分の使用水量とみなして算定する水量料金）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して水道を使用している者から水道料金を徴収する場合（施行日の属する月の前月分及び施行日の属する月分の2月の水道の使用に係る水道料金を徴収する場合に限る。）であつて、当該者が施行日の属する月の前月の中途において水道の使用を開始し、又は施行日の属する月の中途において水道の使用を中止した者であるときにおける水量料金は、刈谷市水道給水条例第24条の規定にかかわらず、当該水量料金の算定に係る期間の使用水量を各日均等とみなして算定する。